

福井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな自然や歴史を育む都市づくり

少子高齢化が進行し（平成27年には4人に1人が高齢者）人口が平成12年をピークに減少すると推測され、また、財政は硬直化する傾向にある。これらのことに加え、全国的に情報インフラの整備が進み居住地の選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。

また、県の中心として商業施設や業務施設等が集積する福井駅周辺を中心市街地では、人口の減少や未利用地の増加等の空洞化が進んでおり、松岡駅周辺の地域の拠点でも同様である。

これらに対応していくためには、都市の住民が地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造していかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、「繊維等の工業や県全体の中心的な役割を担う商業・サービス業等の産業」、「足羽山、蔵王山、足羽川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」および「福井城址や松岡町の旧街道沿いに点在する寺社や昔ながらの家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の魅力的な都市の個性を守り・活かしながら、都市機能が向上していくように適切な土地利用や市街地の整備を行っていく。

その結果、都市の快適性、利便性および防災性が向上し、人口や産業の流出の抑制や都心居住の回帰により都市が賑わい、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出等が期待できる。

(2) 持続可能な都市づくり

県全体の中心として商業施設や業務施設等が集積し、また、世帯数や大型小売店舗が増加していく傾向にあること等から、当面、市街化の圧力が高いと予測でき、この市街化の圧力を適切にコントロールしないと、都市の東部や西部等にひろがる田園や里山等の自然的環境が損なわれる恐れがある。

一方、長期的には、人口の減少や産業の空洞化が進行し、空き地や空き建物が増加することで、地域社会の衰退や既存の都市施設の遊休化等の問題が深刻になる恐れがある。

また、長期におよぶ景気低迷、人口の減少および少子高齢化の進行等の社会経済情勢を勘案すると、今後、政策的な目的で使うことができる財源が乏しくなっていく可能性があり、更に効率的な公共投資の要請が高まっていくと考えられる。

これらに対応していくためには、環境や財政等の面で持続可能な都市を目指して、コンパクトな市街地に誘導していかなければならない。

そこで、農村の地域社会の維持等を勘案した上で従来と同様に都市計画により積極的に市街化をコントロールしていくとともに、中心市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、本都市計画区域のみならず県全体が活性化していくように、また歩いて暮らすことができるように土地を有効に利用し、また適切に市街地を整備していくことで、まとまりとめりはりのある市街地を形成していく。

その結果、エネルギー利用や公共投資の効率性の向上、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、地域社会の維持および防犯性の向上等の効果が期待できる。また、公共サービスに対する住民の負担の軽減、効率的な公共交通の運営、高齢者等の日常生活や社会活動の利便性の向上および既存の都市施設の遊休化の防止等人口の減少や高齢化に対応した都市構造に誘導できると考える。

(3) 都市間の連携による都市づくり

人口の減少、少子高齢化の進行および今後も増大する都市施設の維持等の広域的に取り組むべき課題がある。

また、製造品の出荷額や第2次産業就業者が減少していることから、産業の空洞化が進んでいる恐れがある。

これらに対応していくためには、県域のみならず更に広域的な圏域での活発な交流を促進する基盤を築いていくとともに、都市施設の共同での利用や運営を図っていかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、近畿圏、中部圏、首都圏および県内の各都市との連携を強化する広域交通網を整備し、また北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線および福武線の公共交通の利用を促進するとともに、複数の市町村の連携による都市施設の整備や維持、またはその有効利用を推進していく。

その結果、交流人口が増大し都市が賑わうこと、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果期待できる。

(4) 県都にふさわしい都市づくり

本都市計画区域は、県都である福井市域を有し、県全体の商業や業務等の中心として発展してきた。しかし、近年、福井市の中心市街地の空洞化が進行し、都市全体または県全体の生活の利便性が低下するとともに、既成市街地周辺の大規模小売り店舗等への自動車交通による環境への負荷も増大している恐れがある。

今後、都市間競争の激化や高齢化が進んでいく中で、県全体で誰もが住み良い持続可能な魅力ある都市づくりを進めていくためには、県都を活性化させていかなければならない。

そこで、福井市域では、福井都市計画区域の中心として、また県都としてふさわしい都市機能を充実させることで、県全体の活性化を図っていく。特に、福井駅を中心とした市街地では、都市における人口や商業等の産業の見通しをふまえ、市域や県域で必要な公共施設、商業施設および業務施設等の集積を推進し都市機能の向上を図っていくとともに、各都市からの利便性を向上させるために、交通結節機能を強化していく。

その結果、県内各都市で、賑わいの創出、高齢者等の日常生活の利便性の向上、効率的な公共交通の運営およびエネルギー利用の効率性の向上等の効果が期待できる。

(5) 活発な首都圏・中部圏交流を促進する都市づくり

高規格幹線道路の整備により、

- ・移動時間の短縮により商圈が拡大し新たな商業施設の立地が可能となる
- ・原材料の調達や製品の輸送等の利便性が向上することから工業や流通業務の施設の立地が促進される。
- ・移動時間の短縮により観光客が増加する。

等の効果が期待できる。

今後、人口や産業の流出が懸念される中、高規格幹線道路の整備を活かした都市づくりを進めていかなければならない。

そこで、中部縦貫自動車道の整備にともないその結節機能を活かす都市基盤を整備し、またその結節点や周辺地域で都市機能を誘導していく。

その結果、交流人口や定住人口が増大し都市が賑わうことや産業が活性化すること等の効果が期待できる。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無 有り

(2) 区域区分の設定の判断理由

既に区域区分を設定している都市計画区域では、「人口 10 万人以上の市の区域を含み単独での自立成長性が高く、近畿圏整備計画と中部圏開発整備計画で産業都市や住居都市等の都市として開発する必要がある区域（都市開発区域）に位置付けられていることから、より積極的に計画的な土地利用コントロール・市街地整備を行っていく必要がある」、「区域区分を前提として、計画的に土地利用、都市基盤整備、市街地開発事業および自然的環境の保全・整備を行っており、土地の有効利用、効率的な公共投資および自然的環境の保全等の効果を、今後も積極的に維持していく必要がある」ことをふまえ、判断すべきである。

本都市計画区域では、世帯分離や住宅の敷地規模の拡大等による住宅用地需要および大型小売店舗の増加による商業用地需要等が発生する可能性がある。また、近年、隣接する嶺北北部都市計画区域や丹南都市計画区域の用途地域外での開発圧力が大きく、福井市への通勤者が経年的に増加していることを考慮すると、潜在的な福井都市計画区域への市街化の圧力が、依然、高いと推測できる。

これらのことから、区域区分を廃止すると、無秩序な市街化（市街化調整区域への開発の分散）が進行し、公共サービスの効率性の低下、地球温暖化の進行、生物多様性の減少、災害の危険性の増大および営農環境の悪化等の問題を引き起こす恐れがあるため、今後も、区域区分を維持することとする。

3 市街化区域の規模と配置

(1) 10年後の市街化区域の概ねの規模と配置

既に概ね10年後の人口規模に応じた住宅用地としての市街化区域は確保されており、また産業の規模が縮小していく傾向にある中、産業に要する計画的かつ具体的な市街化の見通しがないため、概ね10年後の市街化区域の規模と配置は、現在の市街化区域を基本とする。

ただし、清水町域では、日常生活に係る拠点性が乏しいため町域での生活の利便性が著しく低く、また高齢化が進む中、多様な医療・保健・福祉サービスを実施していくため、「中心市街地活性化や地域の拠点となっている商業の維持に支障がない（計画的な市街地形成を害さない）」、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境を害さない」という条件を満たした上で、既存の公共施設と一体となって日常生活の拠点となり、医療・保健施設や商業施設等が複合した新市街地を配置する。

また、既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC の近辺等、流通等の産業用地の需要が高くなる地域では、周辺環境に配慮して新市街地の配置を検討する。

(単位：ha)

概ねの市街化区域の規模	H12	H22
福井市	4,625	4,625
松岡町	189.2	189
清水町	40.3	60
合計	4,854.5	4,874

(2) 10年後の市街化区域に配置する概ねの人口

(単位：人)

概ねの人口	H12	H22
福井市	199,700 (237,200)	190,200 (226,000)
松岡町	7,400 (8,600)	8,300 (9,800)
清水町	2,800 (6,600)	3,300 (7,100)
合計	209,900 (252,400)	201,800 (242,900)

()内は都市計画区域人口

(3) 10年後の都市の概ねの産業規模(過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位:百万円)

概ねの商業年間販売額	H11	H22
福井市	1,739,200	1,605,200
松岡町	12,500	13,800
清水町	3,600	3,600
合計	1,755,300	1,622,600

行政区域全体の商業年間販売額

(単位:百万円)

概ねの製造品出荷額等	H12	H22
福井市	370,000	320,900
松岡町	8,700	7,800
清水町	20,100	17,600
合計	398,800	346,300

行政区域全体の製造品出荷額等

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件および土地利用の動向を勘案して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進および公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。特に以下の事項に配慮して配置する。

既成市街地

イ) 住宅地

福井駅周辺の中心市街地では、商業施設、業務施設および公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行している。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住空間の配置を図る。

福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、松岡町の観音町駅北部および清水町の清水グリーンハイツ等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

福井駅周辺は、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線、福武線の鉄道や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、県域での中心的な商業地として商業施設や業務施設等の集積を図る。

越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の中心的な商業地を維持する。

ハ) 工業地

福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や松岡町等の郊外にある工業地を維持する。

二) 流通業務地

鉄道貨物や自動車貨物の集配を行う施設が集積している南福井駅付近、中小の卸売問屋が集積している問屋団地周辺、福井市中央卸売市場を始めとした流通施設が立地している市場周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこれらの流通業務地を維持する。

新市街地

清水町域では、既存の公共施設と一体となって日常生活の拠点となり、医療・保健施設や商業施設等が複合した商業地等を配置する。

北陸自動車道福井北 IC の近辺では、既に流通業務施設が立地しており、中部縦貫自動車道の整備により更に流通業務地の需要が高くなる場合には、周辺環境に配慮しながら、流通業務地の配置を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

用途の転換

工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が福井市や松岡町で少なくなく、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を勘案して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、福井駅周辺の都市の中心的な商業地や越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

用途の純化

福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、松岡町の観音町駅北部および清水町の清水グリーンハイツ等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

用途の複合化

福井駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

福井駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を勘案して、歩いて暮らすことができる高密度な土地利用を図る。

越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の中心的な商業地の周辺は、生活の利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。

福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、松岡町の観音町駅北部および清水町の清水グリーンハイツ等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

福井駅周辺は、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線、福武線の鉄道や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、県域での中心的な商業地として、土地利用の動向を勘案して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。

越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部および市街地内の幹線道路沿道に配置された商業地は、地域の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

八) 工業地

工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

二) 流通業務地

流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

高度利用に関する方針

福井駅周辺は、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線および福武線の鉄道や、バス路線および幹線道路からなる県域での広域的な交通結節点であり、都市の生活利便性を向上させるため、買回り品等を扱う商業施設、業務施設および県域で必要な公共施設の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、福井駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向および都市施設の整備状況を勘案して、高度利用地区等を活用して土地の高度利用を図ることで、県域での広域的な都市機能の集積を推進し、県内外の人々が活発に交流する、県都にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 居住環境等の改善または維持に関する方針

歴史的街並みの維持の方針

松岡町の旧街道沿いでは、城下町としての歴史を感じる街割りや寺社および昔ながらの家屋が点在しているものの、現代的な街並みに埋没し個性的かつ魅力的な街並みの形成に活用されていないことから、これら歴史的遺産を活かした街並みの再生を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

まとまりのある市街地を形成するために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整を図りながら、市街化調整区域の開発は抑制していくことを基本とする。

しかし、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を害さない」、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境を害さず、特に希少種の生育・生息する環境は害さない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模で開発を許容する。

特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

山地、里山および九頭竜川や足羽川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源の涵養および水害や土砂災害の防止等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

集団的に存在する農地や土地改良事業等が施行された農地は、優良な農業の生産基盤であり、水田が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持を図るために、開発の抑制を図る。

ハ) 土砂災害の危険性が高い地域

都市に隣接する土砂災害の危険性が高い山地周辺は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

二) 甚大な洪水被害が予想される地域

洪水氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

その他の地域

農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な基盤整備を確保し、自然環境、集落環境、営農環境および雨水の流出増加の防止に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。

新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とするが、農村の地域社会維持が困難な東部の地区（松岡町）では、先に示した条件を満たした上で、適切な規模の開発を許容する。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

交通体系の整備の方針

バス路線や、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線および福武線の鉄道の維持、活性化を図り、自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる交通体系へ転換する。

道路については、中部縦貫自動車道を整備して、福井市から勝山市の間の連絡を強化し、ふくいの道30分圏構想の実現を目指す。

なお、新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

整備水準の目標

ふくいの道30分圏構想の目標は次の通りである。

ふくいの道30分圏構想の達成度		H14	H22
近接都市間のアクセス	福井市～鯖江市	達成	-
	福井市～大野市	未達成	達成を目指す
	福井市～勝山市	未達成	達成を目指す
町村と近接都市間のアクセス	美山町～福井市	達成	-
	松岡町～福井市	達成	-
	永平寺町～福井市	達成	-
	上志比村～福井市	達成	-
	三国町～福井市	達成	-
	芦原町～福井市	達成	-
	金津町～福井市	達成	-
	丸岡町～福井市	達成	-
	春江町～福井市	達成	-
	坂井町～福井市	達成	-
	越廼村～福井市	未達成	達成を目指す
	清水町～福井市	達成	-
	松岡町～勝山市	達成	-
	清水町～鯖江市	達成	-
	市町村と近接IC間のアクセス	福井市～福井IC	達成
松岡町～松岡IC		達成	-
清水町～福井IC		達成	-

ふくいの道30分圏構想とは、県内の隣接する都市間、周辺町村から各地域の中心都市まで、および周辺町村や中心都市から高速道路のインターチェンジまでを、それぞれ概ね30分で到達できる道路網にしようとする構想であり、この構想における都市とは市のことである。

主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

交通結節機能を向上させ、また広域交通網を強化するために、福井駅でのバスの乗り継ぎを可能にし、また、北陸本線、越美北線、勝山永平寺線、三国芦原線および福武線の駅等の交通結節点で、公共交通の利用の需要を勘案して駐車場や駐輪場の整備を図るとともに、これへのアクセス道路の整備を図る。

福井駅周辺で連続立体交差事業を促進することで、中心市街地の交通のネックを解消し、鉄道により分断された東西の連携を強化する。

ロ) 道路の配置

北陸と関東を最短距離で結ぶとともに、地域産業の振興、文化の交流等、中部内陸沿線地域の一体的な発展に寄与するばかりでなく、災害時の緊急輸送路および代替ルートの確保、救命救急医療施設へのアクセス強化を図るため、中部縦貫自動車道および関連アクセス道路の整備を促進する。

福井市内の渋滞対策等自動車交通を円滑化させることにより都市活動を活性化させ、福井市・武生市・鯖江市の連合都市圏の形成、福井坂井地域における高次産業集積圏の形成を支援する福井外環状道路の整備を目指す。

福井市の市街地と産業集積地・高規格幹線道路を連絡する道路の整備を促進する。九頭竜川・足羽川の渡河箇所や北陸線・えちぜん鉄道の横断箇所が限られること、また、福井市の市街地内の交通容量が不足していることで、渋滞が発生している地点があり、この渋滞を解消するための道路の整備を図る。

市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や景観等に配慮して整備する。

道路の構造は、自転車および高齢者・障害者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。20年以上未着手の都市計画決定した幹線街路は、社会経済情勢の変化と広域交通網の整備の観点から、その必要性を再検討する。

交通施設の整備目標

概ね10年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	供用予定区間
福井駅付近連続立体交差	福井市みのり～松本
福井駅前地下駐車場	福井市
国道416号島山梨子～里別所バイパス	福井市布施田町～里別所町
国道416号吉野塚バイパス	福井市重立町～松岡町吉野塚
一般県道舟橋松岡線(室跨線橋)	福井市北野上町～松岡町室
一般県道京善原目線	福井市間山町～上中町
一般県道福井鯖江線	福井市浅水町
街路福井縦貫線(幸橋)	福井市中央～毛矢
街路宝永清川線	福井市宝永

(2) 下水道について

下水道の整備の方針

下水道は、効率的かつ経済的な汚水処理施設整備を促進するため、「福井県汚水処理施設整備構想」に基づいて、他の汚水処理施設に比べて経済的な区域を整備する。都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し雨水流出量が増大する地域では、河川の整備にあわせて雨水対策を推進し、水害から住民の財産を守る。

整備水準の目標（市町の行政区域の整備水準）

（単位：％）

普及率 ¹	H13	H22
福井市	77 (70)	88 (81)
松岡町	96 (88)	100 (92)
清水町	100 (70)	100 (70)
合計	78 (70)	89 (81)

1 普及率(= 汚水処理人口普及率): 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設) の供用人口³ / 行政人口 × 100

2 () は公共下水道の普及率 : 公共下水道の供用人口 / 行政人口 × 100

3 供用人口 : 汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

下水道の整備目標

概ね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町村名	概ね 10 年以内に整備する地区	
	市街化区域内	市街化調整区域
福井市	橋南、橋北および森田地区の各一部	市街化区域に連たんする地区、河合地区および西安居地区の各一部
松岡町	一部の残区域 ¹	整備計画無し ²
清水町	三留・杉谷・風巻地区	整備計画無し ²

1 残区(地)域 : 各地区の残った未整備区(地)域

2 整備計画無し : 整備計画の予定が無い

(3) 河川について

河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。

河川改修にあたっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。

開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。

ロ) 都市防災空間としての活用

人口や資産の集積が高い福井市中心市街地を流下する足羽川については、火災時の延焼遮断帯として位置付けるとともに、緊急時に利用可能な河川敷道路や消火用水、生活用水の水源として河川水を活用できるように階段護岸等を整備する。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。

都市化の進展や河川の直線化、平坦化、コンクリート護岸等により河川本来の多様な自然環境が失われたり水質汚濁が著しい市街地河川については、多様な自然環境を再生し自然浄化機能を回復するための施設を整備し、都市内に良好な水辺空間を再生する。

市町村と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

都市化の進展により市街地内の水路の減少や平常時水量の減少により都市内の潤いのある水辺環境が失われている福井市街地については、九頭竜川の水を環境用水として水路等に導水することにより、身近にふれあえる水辺を街中に取り戻すと同時に、河川・水路網の整備により河川や公園の緑地をネットワーク化し、水と緑豊かな潤いのある都市環境を創出する。

河川の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ¹	整備内容	概ね 10 年以内に整備する区間 (km) ²
治水機能の確保	九頭竜川	0.6 (中角周辺)	引堤	(完成)
	九頭竜川	1 (丸岡町東二ツ屋、永平寺町法寺岡) ³	可動堰	1 (完成)
	日野川	7.1 (大安寺～下市)	引堤	(深谷、下市)
	八ヶ川	4.4 (九頭竜川合流点～県道福井金津線)	河道拡幅	2.6 (九頭竜川合流点～圃場整備区間)
	底喰川	5.9 (日野川合流点～JR北陸線)	河道拡幅	2.4 (暫定改修完了)
	足羽川	4.5 (日野川合流点～荒川水門)	低水路拡幅、河床掘削	橋梁架替(幸橋 泉橋)
	荒川	10.6(足羽川合流点～松岡町吉野堺)	遊水地、放水路、河道拡幅	2.5(原目～重立工区)
	江端川	5.7 (日野川合流点～北陸自動車道)	河道拡幅、排水機場	0.5 (若宮橋～筋生田川合流点)
	馬渡川	2.1 (九頭竜川合流点～市道幾久地蔵堂)	河道拡幅、遊水地、排水機場	1.2 (九頭竜川合流点～県道福井加賀線)
	芳野川	3.5 (九頭竜川合流点～国道 8 号)	河道拡幅	3.5 (完成)
水と緑豊かな水辺空間の保全と整備	狐川	5.0 (日野川合流点～JR北陸本線)	低水路整備	5.0 (完成)
	底喰川	1.6 (境橋～明道橋)	低水路整備	1.6 (完成)

1 () 内は全体計画区間を示す。

2 () 内は概ね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、概ね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

3 堰やダム単位は「基」である。

(4) その他の都市施設について

その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を勘案し、また都市機能を維持・増進し良好な都市環境が形成されるように配慮する。

子どもから高齢者まで全ての住民の生活利便性の向上や中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い福井駅等の交通結節点で、教育文化施設、医療施設および社会福祉施設等の公益施設の集積を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市における核家族化の進行等による新たな宅地の需要に対応し、また、既成市街地内の居住環境の改善や防災性の向上のために、市街地内の公共施設整備が不十分な地区において計画的な市街地整備を図る。

また、既成市街地内で、交通結節点にあり、商業施設や業務施設等を集積させるべき地区でありながら有効な土地利用がなされていない地区については、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進を図る。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

用途地域内で公共施設が未整備である森田北東部地区、市場周辺地区等において、宅地の需要を勘案し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化のため、計画的に土地区画整理事業を推進する。

福井駅周辺において、低未利用地の集約により土地を有効利用するため、土地区画整理事業の推進を図る。

商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず土地の有効利用が不十分で、また、防災上も問題がある福井駅周辺において、市街地再開発事業等の推進を図る。

(3) 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備する予定の主な事業を以下に示す。

土地区画整理事業

事業実施地区	施行地区面積 ha
森田北東部地区	240.4
市場周辺地区	191.9
北部第七地区	74.7

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市の骨格となる緑は、東西に位置する越前中央山地と丹生山地の山岳地と、山岳地から海へと流れる九頭竜川、足羽川および日野川等の主要河川である。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取りまかれており、多くの小河川が流れ、緑地に連続性を与えている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。

自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

緑地の確保目標水準

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（市街化調整区域）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。

このような都市の緑の特色を考慮し、「ふくい緑のランドデザイン」に基づき、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（市街化区域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

将来市街地面積に対する緑地確保面積の割合 30% (H28)

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}$$

C：市街地内（周辺の緑地を含む）の緑地確保目標水準

（市街地内の緑地には、市街化区域に囲まれた市街化調整区域にある島状、線状の緑地（里山、河川等）や市街化区域に隣接して配置した都市公園、市街化区域縁辺部に存在する丘陵地等で用途地域外まで一体的に指定される地域制緑地を含める）

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

市街地内の身近な緑地を確保するため、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量を次のように設定する。

公園種別			整備状況（H12）		整備目標量（H28）
			供用開始面積（ha）	一人当たり面積（㎡/人）	一人当たり面積（㎡/人）
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	49.0	1.9	2.0
		近隣公園	33.5	1.3	2.0
		地区公園	11.0	0.4	1.0
	都市基幹公園	総合公園	83.4	3.3	11.0
		運動公園	31.3	1.2	2.5

整備状況で示す供用開始面積には、開発行為で整備した公園等は含まれていない。

（3）主要な緑地の配置の方針

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能をもつ緑地を確保する観点から、特に市街地内で、まとまった田園、里山および河川等に近接せず、緑地が少ない地区に、都市公園の整備や道路の緑化等を促進する。

市街地内やその周辺に分布する田園、足羽山等の里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や足羽川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。

里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した九頭竜川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

（4）実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、用途地域内の未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。

地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を勘案して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。

（5）主要な緑地の確保目標

概ね10年以内に整備する予定の10ha以上の都市公園を以下に示す。

所在地	公園名（10ha以上）	計画面積（ha）	H12までに供用済の面積（ha）	H22までに供用開始予定の面積（ha）
福井市	福井市総合運動公園	52.0	6.4	41.0